

21世紀の住まいは、

ユニバーサルデザインで

長寿社会の住宅づくりを

進めよう

# 長寿社会対応住宅改造 事例集





# 長寿社会対応 住宅改造 事例集

## はじめに

住まいは生活するための器であり、よい住まいはそこで営まれる家庭生活を大切に育みます。そして住まいづくりとは、その家族がよりよい家庭生活を築くために、生活環境を改善することです。

私たちは今、人類の永年の夢であった「長寿社会」を医学や科学の進歩と人間の努力によって迎えることが出来ました。

長寿社会の住まいづくりは、幼児から高校生、壮年、熟年、すべてに住み良く少しでも永く自立生活のできる住まいを考えることです。

加齢によって起こるいろんな状況に対応でき、すべての人にやさしく、すべての人に使いやすく、できるだけ自立した生活がおくれる住まいづくりが望まれます。

本事例集は、社団法人富山県建築士会に作成を依頼し、各介護保険組合の御協力を得て、県民をはじめ、建築関係者、医療、保健、福祉の分野の方に住宅改造を理解していただくために、住宅改造に関する多くの事例について、写真を交えながら、わかりやすく解説したものです。

これから、住宅改造を行う場合には、この事例集と平成5年3月に発行しました「長寿社会対応住宅リフォーム」ガイドブックをあわせて活用していただき、住宅のバリアフリー化が一層推進されることを願っています。



# CONTENTS

はじめに

1 バリアフリーリフォーム事例	1
アプローチ・玄関ポーチ	1
玄関	3
廊下	5
便所	7
浴室	9
出入口・建具	11
階段	13
その他	14

2 リフォームの流れ	15
------------	----

3 立山さんのバリアフリーリフォーム例	17
---------------------	----

4 バリアフリーからユニバーサルデザインへ	19
-----------------------	----

5 富山県内各市町村住宅取得等助成制度一覧	21
-----------------------	----

6 問い合わせ先一覧	27
------------	----



# 1 バリアフリーリフォーム事例

## アプローチ・玄関ポーチ

高齢者・障害者が家に閉じこもらず、社会と交流を図る上で、アプローチは社会との接点の場です。雨や雪の日の外出はもちろん、車椅子使用者や高齢者も安全に訪問できるようにすることが大切です。

又、より長く我家で生活するために、ホームヘルパー・入浴サービスなどの、在宅福祉サービスを受け入れ易いよう考えておくことも大切です。

### リフォーム指針

- 火災などの緊急時には安全に避難できるようにする。
- 道路・敷地・ポーチの段差は、スロープや緩い階段に解消する。
- 溝や溝ふたは、杖・車いすのキャスターが引っかからないようにする。
- アプローチ及びポーチに落雪しないようにする。

### 改造のポイント

敷地の広さをうまく利用してスロープの傾斜をゆるくする。

### ★改造のアドバイス

道路に勢いあまって飛び出さないように、平な部分を確保しておくこと。



▲ゆるやかなスロープ

### 改造のポイント

手摺はできるだけ連続させる。

### ★改造のアドバイス

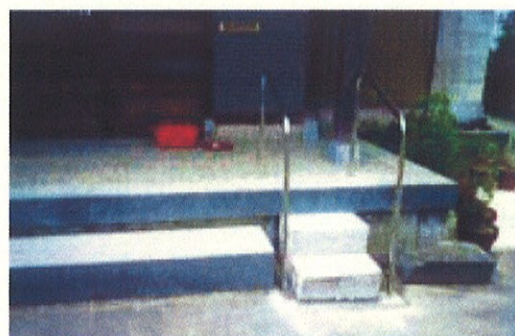
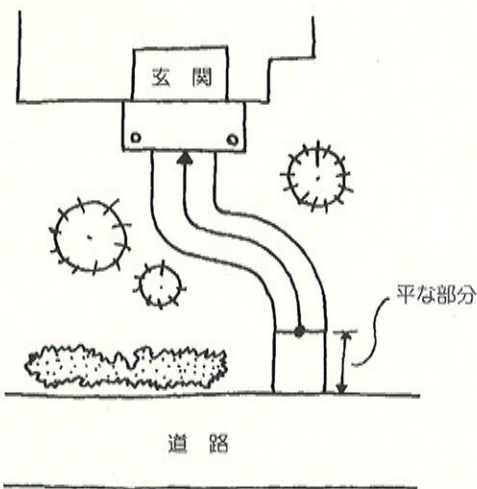
杖等がグレーチングの目に入る危険があるので、細目のグレーチングに取り替える。



▲連続した手摺があるアプローチ

### ★改造のアドバイス

段と手摺の間にすきまを設けないこと。



▲ポーチの段の横に手すりのついたゆるやかな段の設置

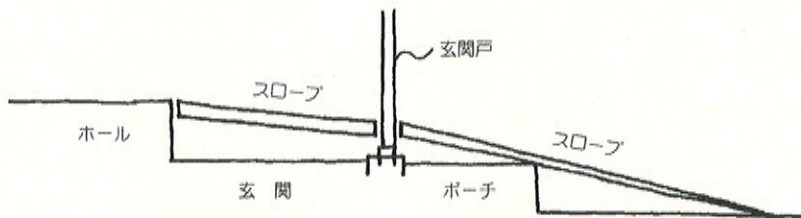




▲玄関戸をはさんだスロープ



▲同左内側



### 改造のポイント

- せまい玄関内で、スロープを作ると傾斜が急になるので、玄関戸をはさんでスロープを設置する。
- 屋外スロープは可動式となっている。
- 車いすが、落下しないようにスロープの縁を立ち上げること。

### ★改造のアドバイス

この事例は、介助者がいるケースであり、介助者なしのケースは、玄関戸の前後も平なスペースが必要となる。

### 改造のポイント

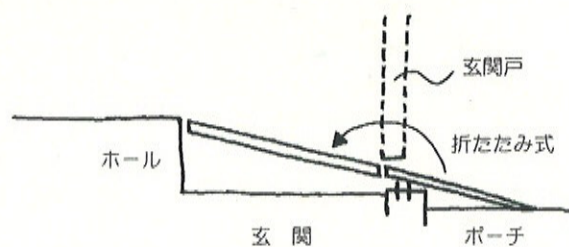
スロープを折りたたみ式にすることにより、スロープの傾斜を緩やかにする。

### ★改造のアドバイス

- 玄関戸の開閉時に操作が必要であるが、開き戸にも対応できる。
- スロープの勾配は、使用する人の体力や、介助の有無により、適切に決定すること。
- 車いす使用者が自力で昇降するには1/12～1/15の勾配が目安です。



▲玄関戸をはさんだスロープ





# 玄関

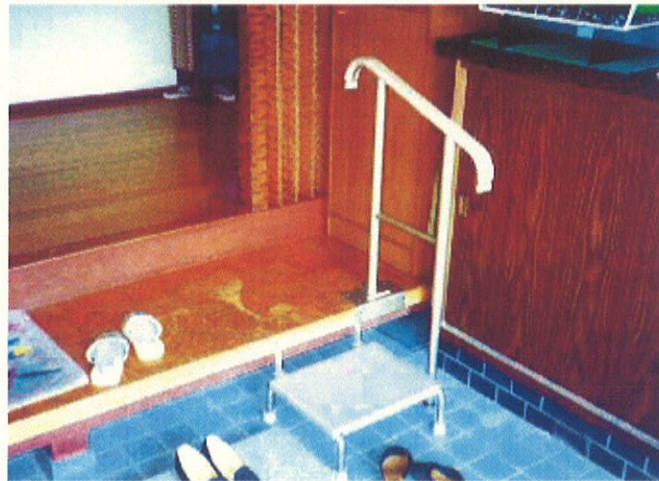
上下足履き替え、上り框の段差が外出の障害となっている場合が多くみられます。身体機能に合わせて、手すり・腰かけ台・スロープなどにより、靴の履き替え、上り下りを容易にする工夫が必要です。

## リフォーム指針

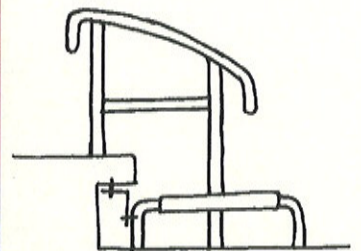
- 上り框及び靴履き替え部分に手すりや式台ベンチを設ける。
- 床仕上は、濡れても滑りにくい材料とする。
- 玄関戸は、できる限り引き戸とし、有効80cm以上とする。

### ★改造のアドバイス

手摺や踏み台がぐらつかないように、しっかりと固定すること。



◀ 玄関の段差を踏み台と手摺にて登りやすくする



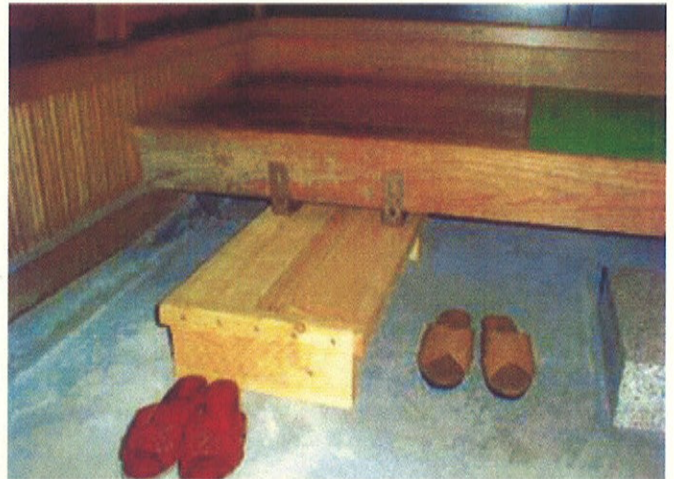
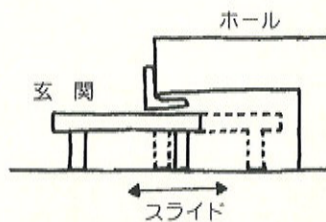
### ☞改造のポイント

使用しないときは、スライドさせてホール下に収納する。

スライド式の踏み台 ▶

### ★改造のアドバイス

スライド式のため固定度が足りないの、安定性のある構造とすること。



### ☞改造のポイント

介助者がいるので、移動式スロープにて段差解消する。

### ★改造のアドバイス

できるだけ幅広のものを選ぶこと。

④ 取り放しタイプの物は、介護保険の対象外の場合もあるので介護保険窓口にご確認ください。

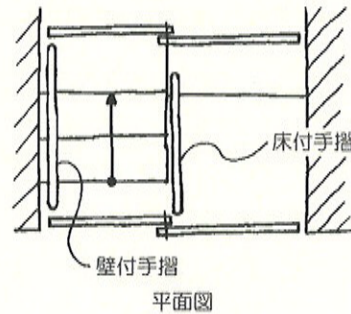
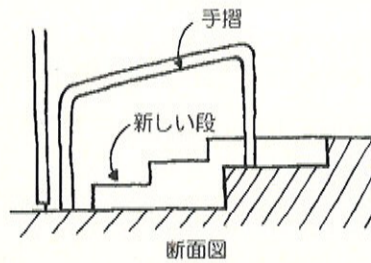


◀ 移動式のスロープ





▲玄関の段差に階段と手摺を設置する

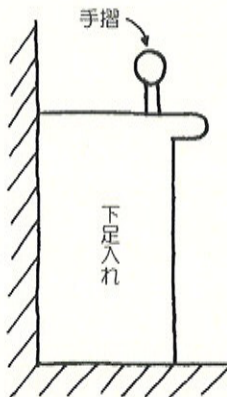


**改造のポイント**

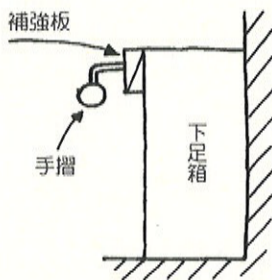
- 両側に手摺を設置。  
(登り降りともに、どちらの手が不自由でもつかみやすい方の手でつかむことができる。)
- 段差が大きいと昇降が大変なので、新しい階段を設けて段差を穏やかにする。

★改造のアドバイス

床材は、滑りにくい素材とすること。



▲下足箱の上に手摺を設置



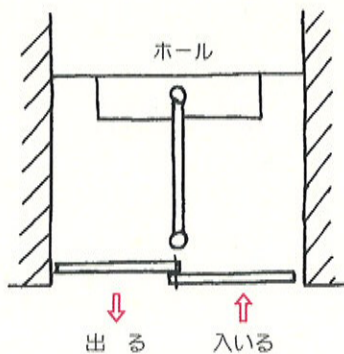
▲下足箱の横に手摺を設置

**改造のポイント**

下足箱が壁や床などにしっかり固定しているか、確認のこと。

★改造のアドバイス

取付部分の板厚が不足している場合は、補強板を取付後、手摺を設置。



▲玄関の中央に床付手摺を設置

**改造のポイント**

玄関の中央につけることにより、両側につけたことと同じ状態になる。

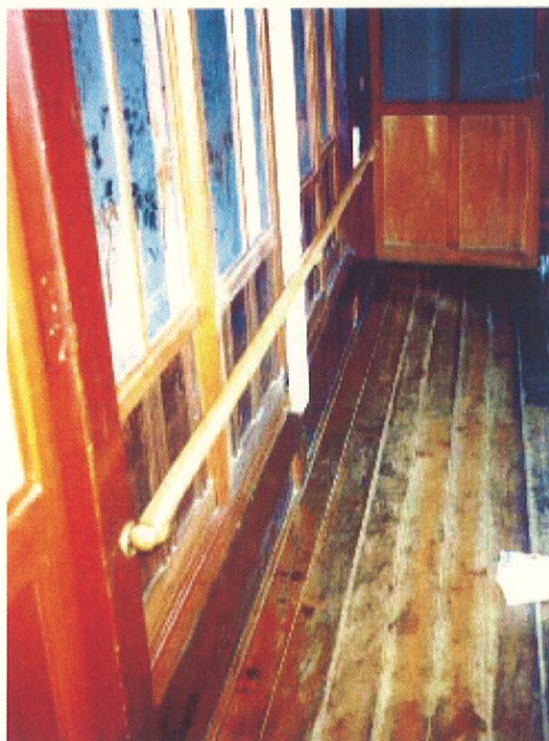


# 廊下

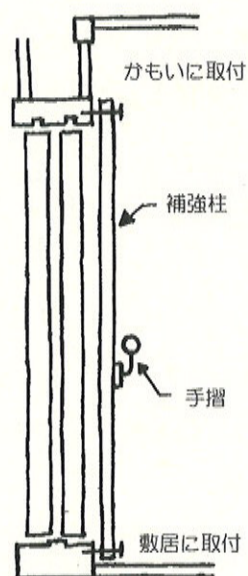
各室をつなぐ廊下は、昼夜を問わず、安全に移動しやすく、かつ、各室内との温度差をできるだけ少なくし、車椅子での移動も可能にしておくことが大切です。

## リフォーム指針

- 不要な段差は解消する。
- できる限り手摺を巡らす。
- 木製などの緩みのある手摺とする。
- 床仕上を滑りにくい材料とする。



▲ 4枚引き戸の間に補強柱をたてて、手摺を連続させる

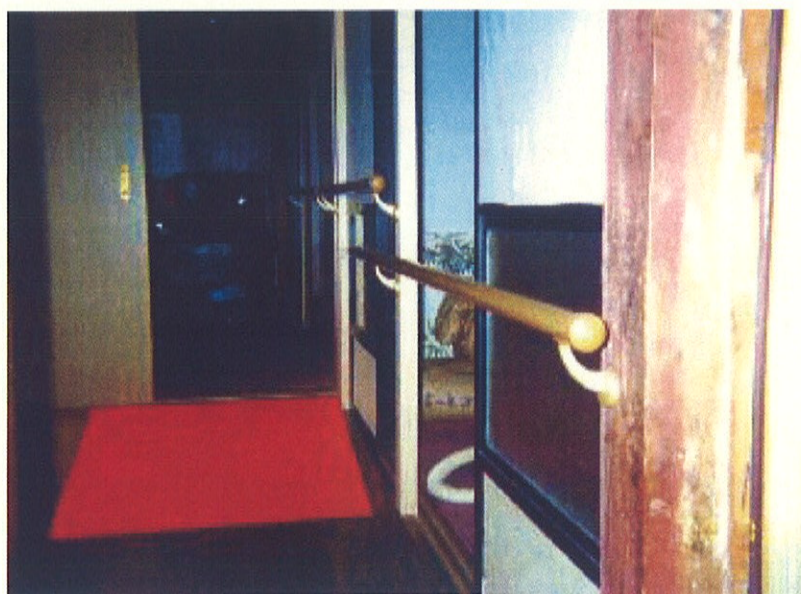


## 改造のポイント

使いやすい高さで材質として連続して使えるよう出入口部分も手摺を設置。

## ★改造のアドバイス

手摺を取りはずし式とする場合は、簡単にはずれないように工夫をすること。



▲ 部屋の出入口前にも連続して手摺を設置



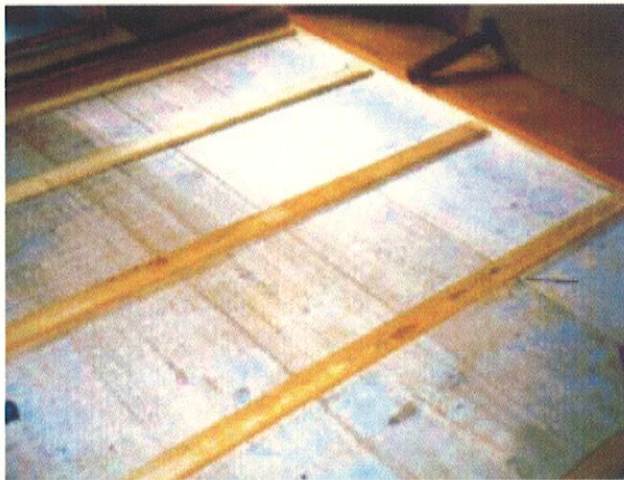


▲出入口部分等、連続に手摺を巡らすことが困難なため出入口の両側にたて手摺を設置した例

★改造のアドバイス

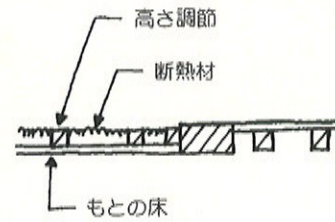
たて手摺を使用する場合は、握力が必要ですので。

- 手摺は、木製等のあたたかみのある材質とする。
- 手摺のつかみやすい径は38mm程度です。



(工事中)

◀床をあげて、部屋との段差解消



☞改造のポイント

新しい床ともとの床の間に断熱材を入れる。

☞改造のポイント

床全体の工事なので費用がかかるが、くさびよりも安全です。



(完成)





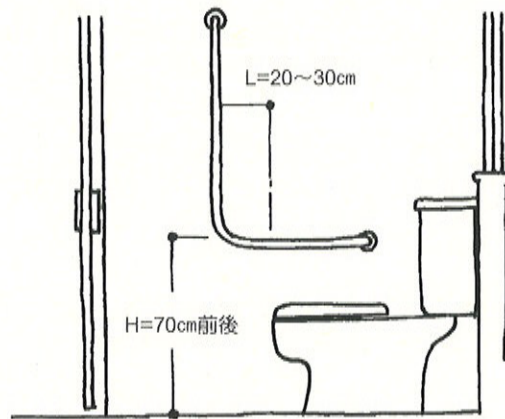
# 便所

排泄行為の自立は、高齢者の心理的見地からみても最も大切です。

使用は昼夜を問わず、特に夜間の使用に際して、家族への遠慮がないように水洗の音が外へ響かないように配慮するとともに、杖歩行・車いす・介助方法などについても充分考慮し、細部にわたる配慮が必要です。

## リフォーム指針

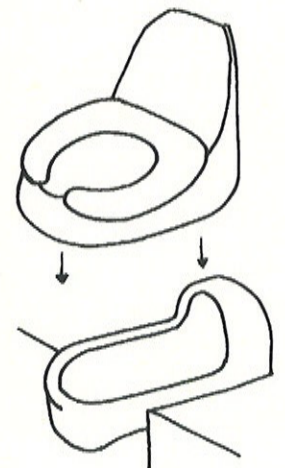
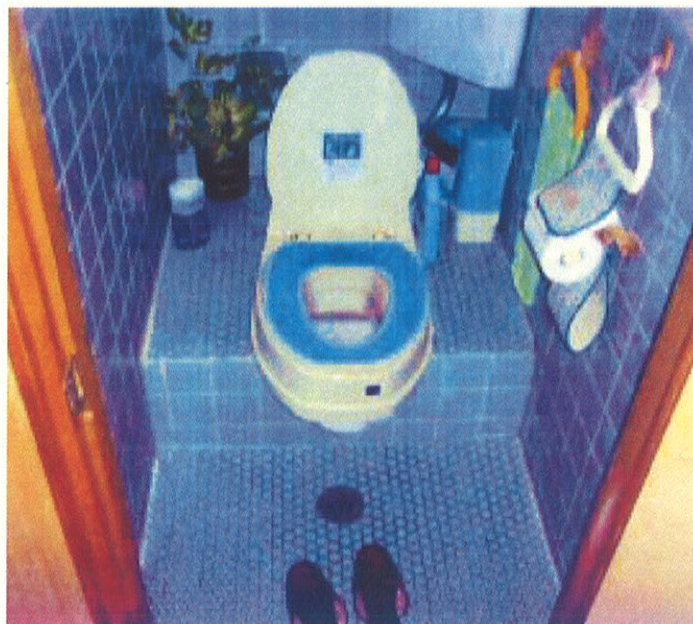
- 高齢者の寝室の近くに設ける。
- 夜間の使用を考えて、寝室からトイレまで足下灯や灯り付きスイッチ(ホタルスイッチ)を設置する。
- 身体機能、便座への移動、介助方法を考慮したスペースを確保する。
- 便器への移動方法により、適切な位置に手すりを設ける。
- 床はできるだけ同一レベルとし、小さな段差は解消する。
- 建具は、できる限り引き戸にする。
- 出入り口の開口幅は、有効80cm以上確保する。
- 取っ手・引き手金具・鍵は操作のしやすいものにする。
- 事故にそなえて外からでも解錠できるものにする。
- 床は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- 具合が悪くなった場合、通報できるように、非常ブザーを設ける。
- 手摺の取付け位置高さは、使用者の身体状況に合わせて決定する。



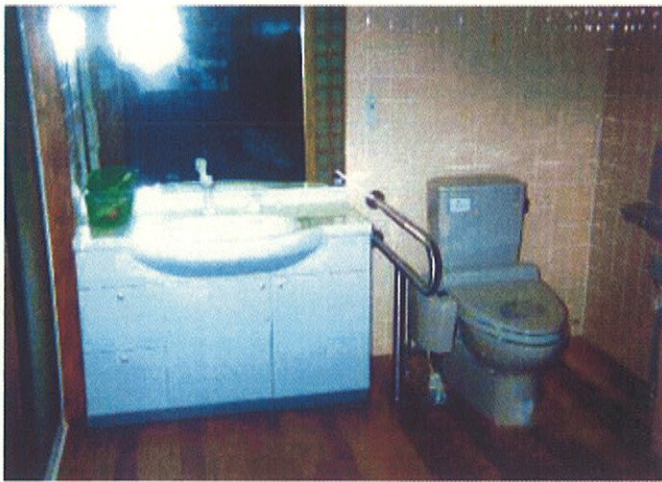
手すりの設置例

## 改造のポイント

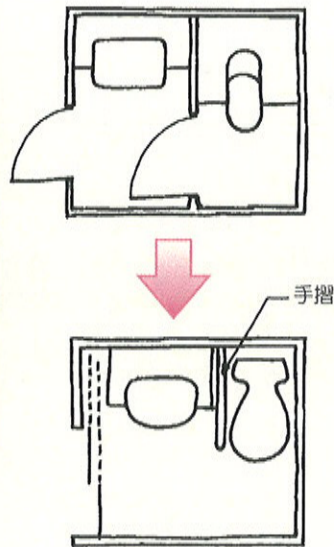
兼用和式トイレにポンと置くだけで腰かけ便座となる。







▲洗面所と便所を一体とした便所



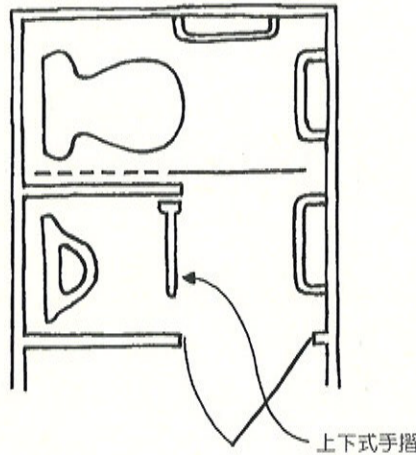
**改造のポイント**

間切りを撤去することで介助等の空間を確保する。

- 2枚引込み戸にして出入口の幅を広くしている。



▲小便器前に上下式手摺を設置



**改造のポイント**

片手が不自由な方は、行きと帰りでは、つかまる手摺位置が違うので両側に手摺が必要。

**★改造のアドバイス**

上下式手摺の取付部分は、使用しているうちに固定度が不足する場合がありますので、常に点検すること。



▲置型式手摺



▲電動簡易昇降便座設置

**改造のポイント**

疾患により便座への着座及び立ち上がり不自由な方を対象にした電動式昇降便座です。

**改造のポイント**

賃貸住宅でも可能です。



# 浴室

入浴は、高齢者にとって身体的負担が大きく、さらに危険を招くことが多いので、入浴方法や介助方法など十分に検討し、安全を第一により安心して入浴ができるよう細部にわたる配慮が必要です。

## リフォーム指針

- 姿勢や介助者の有無を考え、洗い場の広さを確認する。
- 浴槽の縁に腰かけられるようにする。
- 必要に応じて、水平・垂直手すりを設置する。
- 脱衣室と浴室の段差を解消する。  
しない場合は、出入り口近くに垂直手すりを設置する。
- 水栓金具は、操作しやすいものとし、温度調節の分かりやすいものとする。
- 具合が悪くなった場合、通報できるよう非常ブザーを設ける。



### ★改造のアドバイス

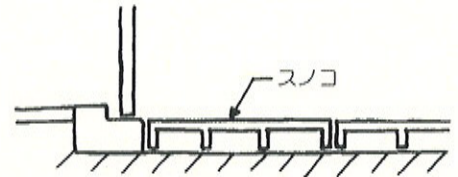
スノコは、清掃しやすいように小分割して取り放しできるタイプとする。



▲腰掛け部分を設置



▲スノコにて段差解消



### ★改造のアドバイス

固定度が確保されているか、常に点検すること。



◀浴槽の縁に手摺を固定して使用する





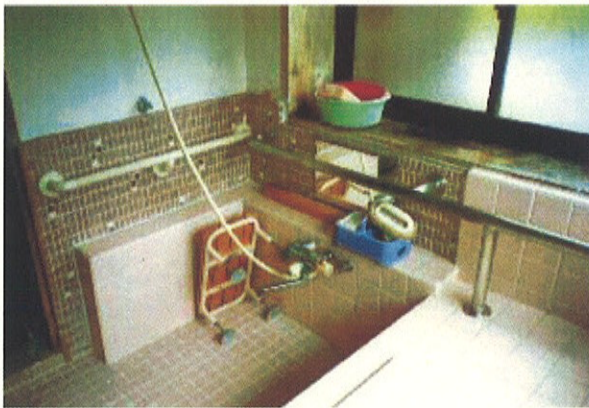
◀ 浴室の出入り口扉の前後に  
垂直手摺設置

★改造のアドバイス

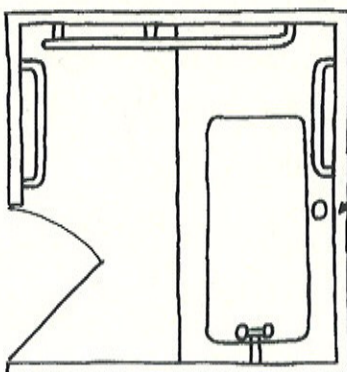
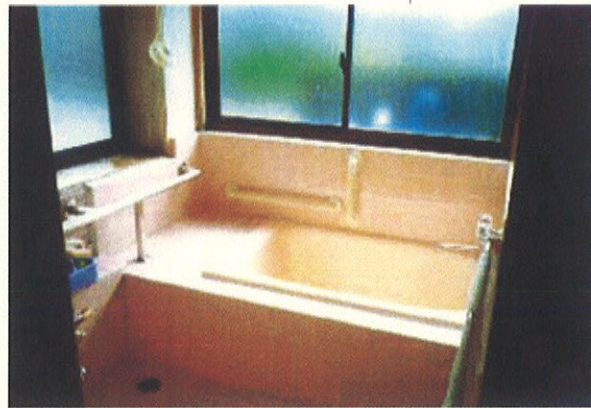
浴室の床はぬれているの  
ですべりやすい。出入りに  
使用できる手摺があれば安  
心です。



▶ 浴槽部分に垂直・  
水平手摺を設置 ▶



▲ 浴槽に連続して手摺を設置



垂直手摺



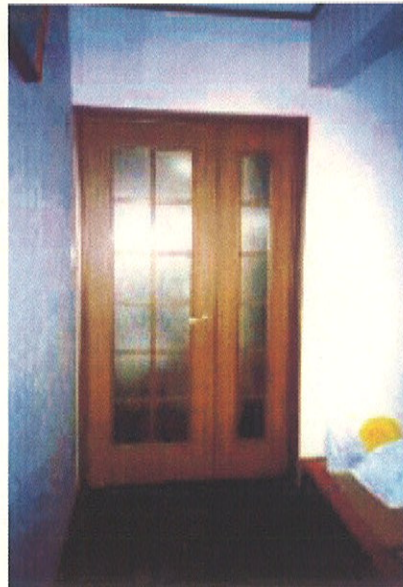
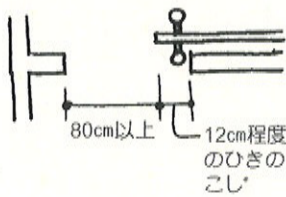
# 出入口・建具

## リフォーム指針

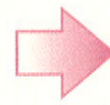
- 出入口は幅を広くし、できる限り引き戸とする。
- 床はできるだけ同一レベルとし、小さな段差は解消する。
- 取っ手・引き手金具・鍵は操作のしやすいものにする。

### ★改造のアドバイス

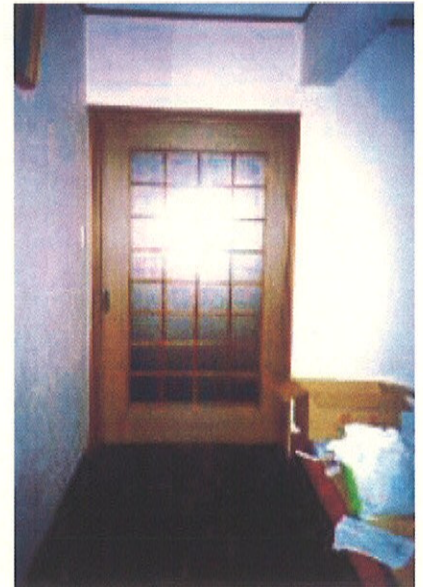
引き残しが取れる余裕があれば、丈夫な取っ手をつけると便利です。



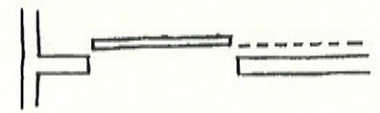
▲改造前(親子開き戸)



引き戸に改造

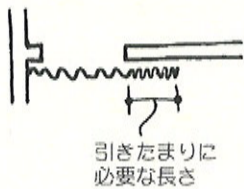


▲改造後(幅広引き込戸)

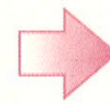
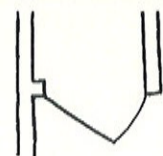


### 👉改造のポイント

カーテンは、引きたまり部分が必要のため、そのために開口部分がせまくならないようにする。



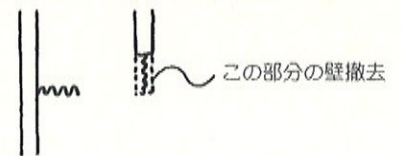
▲改造前(開き戸)



カーテンに改造



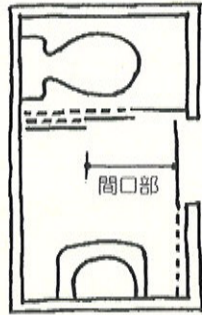
▲改造後(カーテン)







◀ 3枚引き戸とし開口を広くする

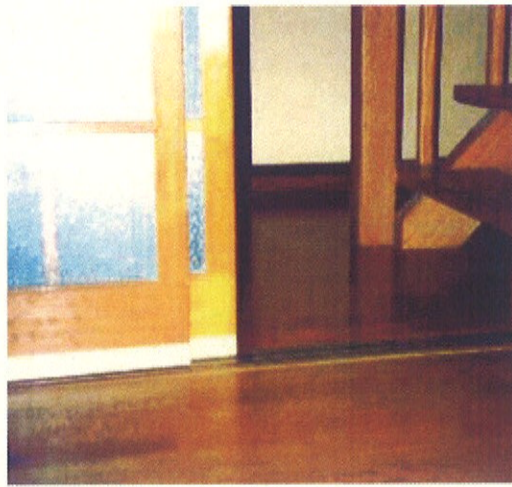


**改造のポイント**

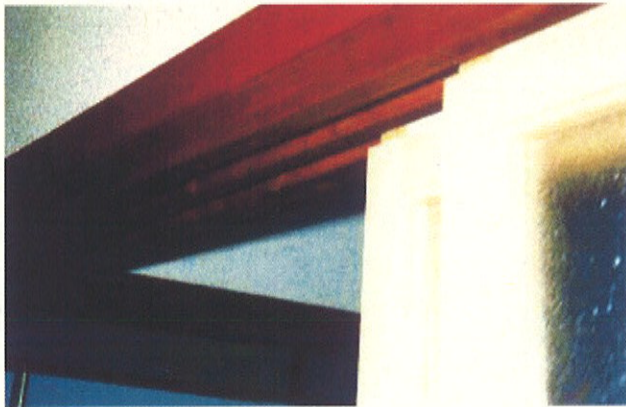
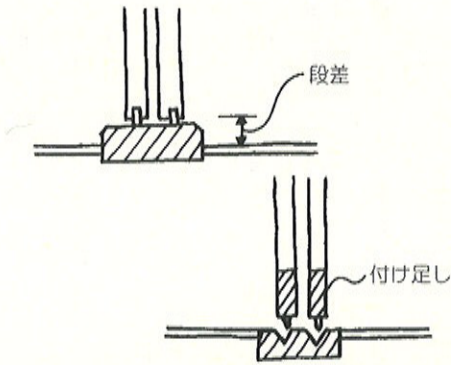
2枚引き戸を3枚引き戸にすると約1.5倍の開口部となる。

**改造のポイント**

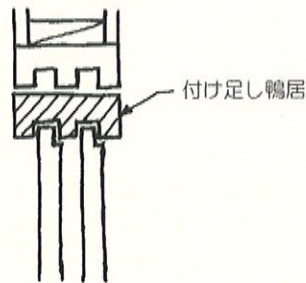
敷居を撤去し、段差解消した時、建具の下部に付け足しすることで建具を再利用できる。



▲引き戸の下部を付け足し



▲鴨居を付け足し



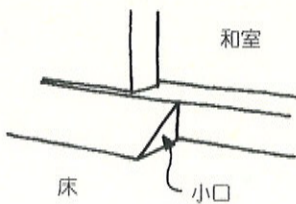
**改造のポイント**

敷居を撤去し、段差解消した時、鴨居を付け足すことにより、建具をそのまま使用することができる。

**★改造のアドバイス**

段差をくさびにて解消する場合は、小口をひっかかりにくく加工すること。

- くさび面は、滑りにくい加工をすること。



くさびの小口がひっかかるので、廊下全体に取付▶



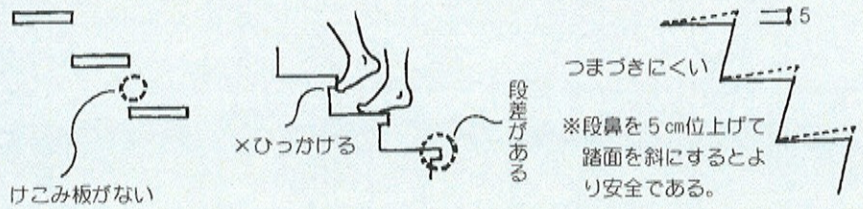


# 階 段

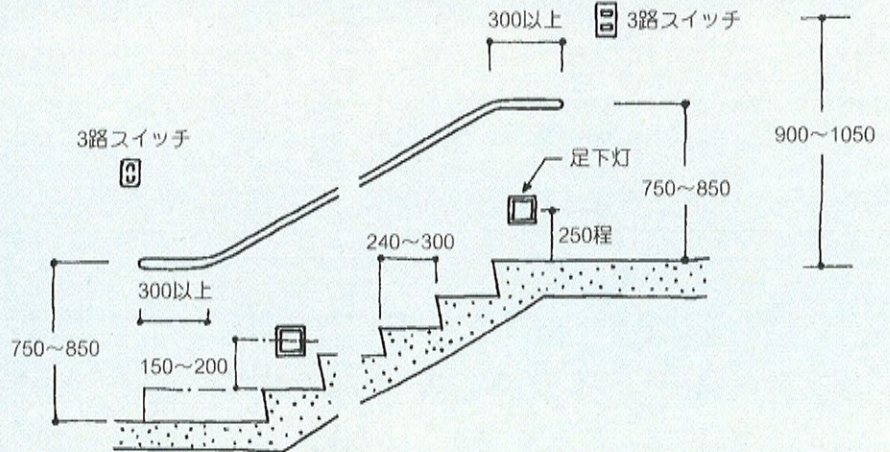
高齢者の生活部分は1階に確保することが最も望ましいが、住宅の多層化が進む今日、2階以上に生活部分に移る場合もあります。昼夜を問わず安全に、かつ、できるだけ容易に上り降りできるように配慮し、転落防止及び緊急避難時の安全を確保することが重要です。

## リフォーム指針

- 踏み板のない階段やつまづきやすい形状のものは避ける。



- 取り付け高さは75～85cm、2段に設ける場合は65cm程度と85cm程度が適している。この場合下段は内側にだすとにぎりやすい。

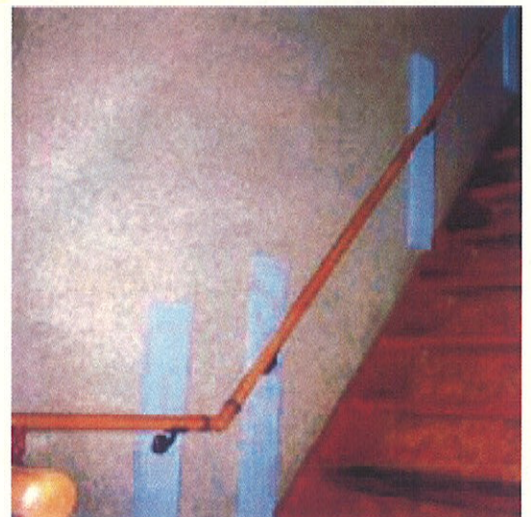
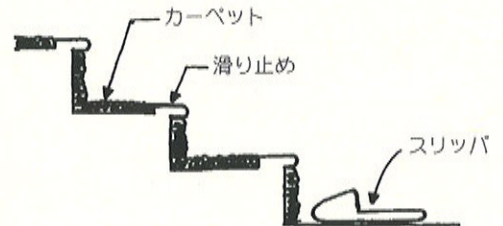


## 改造のポイント

両側に手摺を設置。  
(登り降りともに、  
同じ手でつかむこと  
ができる。)



◀ 階段をカーペット貼りにして、階段下でスリッパをめぐることにより、つまづきを解消する



手摺の下地がないため、  
補強して手摺を設置 ▶



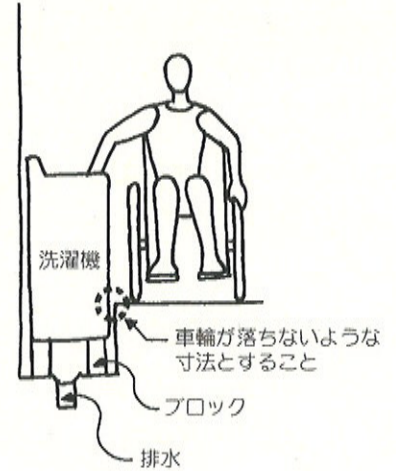
# その他

## ★改造のアドバイス

車いすで使いやすい高さは、55～65cmです。使いやすい高さを事前に実験してから、改造してください。

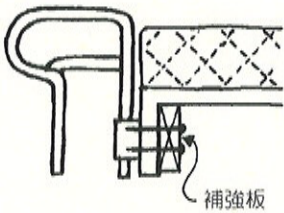


▲洗濯機を床に埋め込み使いやすい高さにする



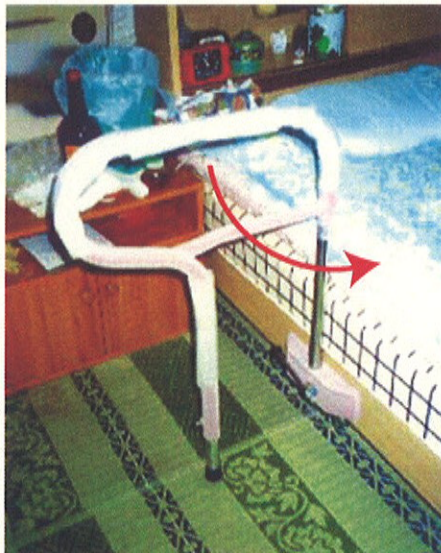
## ★改造のアドバイス

しっかり固定しないと危険です。

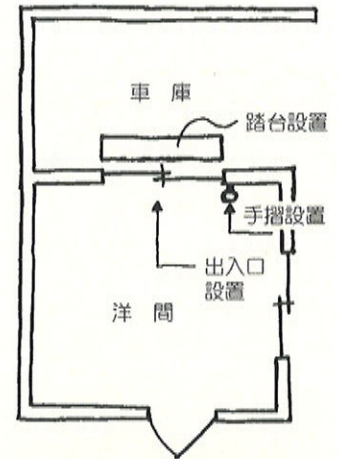


補強板

ベットの側板は強度不足のため、補強板を取付けること。



▲ベッドに移動用手摺をつける

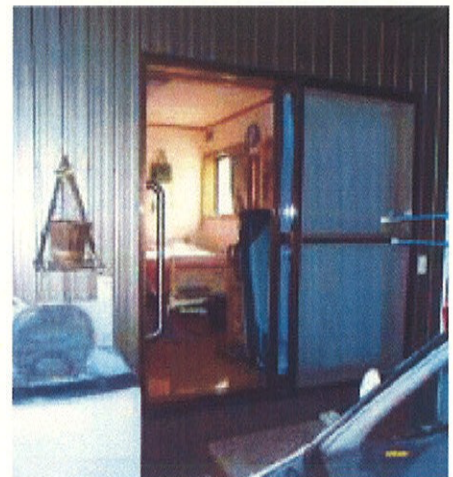


## 👉改造のポイント

外出はほとんど車の場合、車庫に直接入れると雨や雪の日も便利です。



▲車庫に直接出入口を新設





## 2 リフォームの流れ(介護保険を利用する場合)

# 我が家のリフォーム

① 困った



⑥ 改造



<施工業者>

⑤ 窓口相談



⑦ 使い勝手確認



<ケアマネージャー等> <改造主と家族> <施工業者>

⑧ 工事完了



再調整

NO

OK

### ◆住居改善に失敗しないためのポイント

健常者を想定した住まいでは、概ね習慣的なしつらえになっていけば少々の不都合があっても住み手の方がそれに順応してくれるが、高齢者・障害者は動作能力がそれぞれ異なっており、しかも状況に適応し得る範囲がきわめて狭いため失敗を招きやすい。本人、家族、医療、保健、福祉、建築の連携や、工事中に本人によるコミュニケーション等が大切である。

### ◆住居改善の目的は生活改善である

家族のひとりが障害を持つことになると、家族全員の生活が影響を受ける。家族の関係も従来とは異なる等の状況を的確にとらえ、家族の生活を少しでもよい方向へ導くために何が必要かを家族で話し合う事が大切であり、単に物的改造が先行しないように注意が必要である。

### ◆動揺する当事者の心にどう対処するか

事故や病気でからだの自由を失った人の心は極めて不

安定になり、大きく揺れ動く。当事者の心理状態を無視して教科書的な改造をしても役に立たないし、そのまま放置すれば身体機能は急速に低下していく。どの段階でどのような改善に取り組むかが重要である。

### ◆当事者不在の改造はできるだけ避ける

病院などでは、退院までに住宅改造をするように指導している。在宅で寝たきりにさせないためである。しかし、当事者不在のまま憶測のみで改造を進めてしまうと、心身の特性に適合しないものになってしまいやすい。病院からの一時帰宅を利用して当事者もいっしょに、また当事者に試用してもらいながら進める必要がある。

### ◆生活の連続性を大切にする

高齢になると生活環境の変化に対する適応力が失われてくる。できる限りそれまでの住居の空間構成との連続性を保った改善方法をとることが望ましい。



## ② 相談



## ③ 依頼・調査

<改造主と家族>

<ケアマネージャー等>

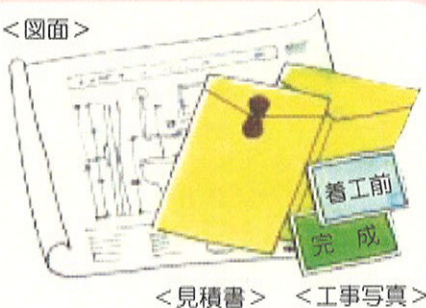


## ④ 提案



## ⑨ 書類整備

<図面>



## ⑩ 申請



### ◆家族みんなの暮らしを考える

住宅は障害を持つ当事者だけのものではない。他の家族にとっての暮らし易さについても十分に配慮しなければならない。特に中心的な介護者の負担が軽減されるようにしないと共倒れになってしまいかねない。家族一人一人の意見を聞き、生活事情をよく理解した上で家族全員の暮らし易さを改造の方針とすることが大切である。

### ◆医療や保健・福祉などの専門家と協力する

リハビリテーションによってどの程度まで動作能力が回復するのか、無理をすると危険な点や逆にがんばった方がよい点などについては医師や作業・理学療法士から学び、全体的な生活設計などは、ケースワーカーやケアマネージャーからの支援を得て、十分に話し合っ

### ◆フレキシビリティに富んだ工法を工夫する

障害者の心身の特性は一人一人異なっています。マニ

ユアル通りの設計ではほとんど実状に適合しません。たとえば適切な手摺の位置を割り出すには、壁の仕上をする前に、試用によって位置をきめる等。また高齢者の場合は急速に動作能力が落ちていく場合もあるので、できるだけ簡単に再改造できるように工夫する事や福祉用具と合せた改造の工夫が重要である。

### ◆施工者に設計の意図を確実に伝える

当事者、家族、医療、保健、福祉関係者の話し合いに設計者だけでなく、施工者にも入ってもらい、施工者に意図をよく理解して施工してもらうことが重要である。

### ◆施工後のアフターケアを十分に行なう

一回の工事ですべてがうまくいく訳ではなく、また本人の症状や家族の状況の変化によって再改造の必要が生じることもある。住宅改善は、生活改善であるという原則から言っても、設計者、施工者は医療、保健、福祉関係者と連携して事後のフォローを継続的に行い、アフターケアに努める事が大切である。

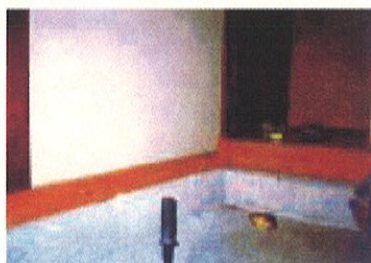


### 3 立山さんのバリアフリーリフォーム例

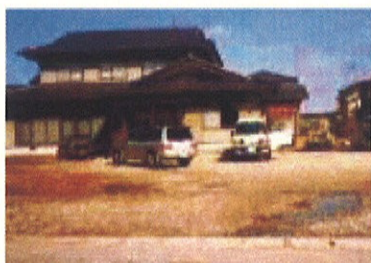
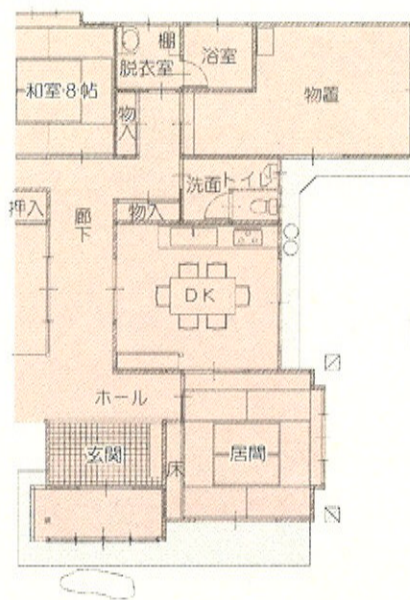
立山さんの奥さんは、昨年、脳血栓で倒れられ、現在、入院中です。左半身麻痺の障害はありますが、頑張ってリハビリをされ、早く家で生活したいと考えていらっしゃいます。

現在の症状は、車椅子で自立、3点杖歩行可能、10センチ程のあける段差は登る事が出来る。トイレは自立ですが、入浴は介助が必要。

立山さんは、家の改造をどのようにしたら良いかと思い、市のケアマネージャーさんに相談したところ、県のバリアフリーアドバイザー制度の利用を進められ、県にFAXで申し込みました。相談・調査で、奥さん、立山さん、ケアマネージャー、保健婦、理学療法士、バリアフリーアドバイザーが集まり、奥さんの移動能力を中心に改造方法を話し合いました。後日、バリアフリーアドバイザーから提案図と概算見積が提示され、アプローチ、入口、トイレ、居間などの改造計画を市の介護保険窓口・障害者補助金窓口で相談したところ、いずれも良いとの事であったので、工事を実施する事になりました。工事中、何度も話し合いをし、市のそれぞれの課に申請し、補助金の交付を受け、奥さんは介護の少ない自立生活を快適にいらっしゃいます。



改造前



**奥さん**  
病院と同じように生活できる家になり、快適で満足しています。

**立山さん**  
多くの人に協力してもらい、改造が出来、私も安心して仕事に行けます。

**ケアマネージャー**  
奥さんが、家で生活出来るようになって、意欲的で元気になりました。



## ■リフォーム工事費

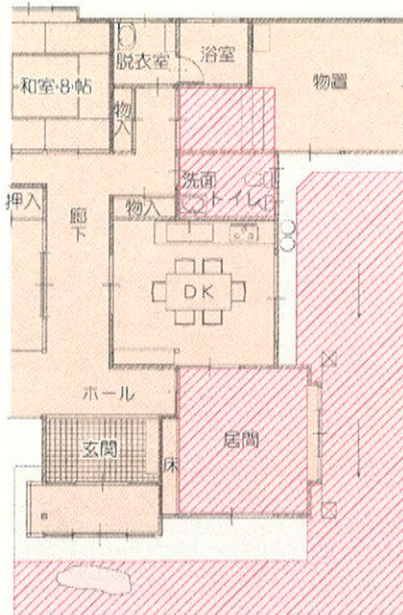
1. トイレの改造工事 手摺付便器に取り替え・床の重上げ・手摺取付け 洗面台を車椅子用に取替え・パーテーションの撤去	一式	¥950,000
2. 居間の段差解消工事 畳→フローリング・敷居の段差解消・建具補修	一式	¥200,000
3. 物置の段差解消 42センチの段差を4段の階段に変更(10センチ程度は昇降可能)	一式	¥90,000
4. 道路からのアプローチを舗装	一式	¥650,000

## ■補助金

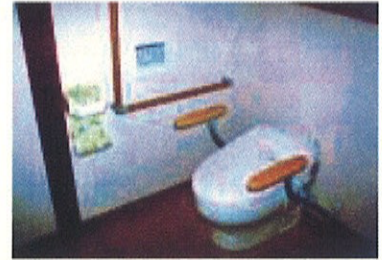
1. 介護保険補助金－自己負担1割有り	¥200,000
2. 身障者補助金	¥900,000



改造後



斜線部分－改造部分



### 理学療法士

リハビリが大変順調で安心して見ていただけるようになりました。

### 保健婦

奥さんの健康状態や日常生活が大変順調になっています。

バリアフリーアドバイザー  
改造は、医療・保健・福祉・建築のチームプレイでやると成功すると思いました。



# 4 バリアフリーからユニバーサルデザインへ

## バリアフリーからユニバーサルデザイン

『バリアフリー』とは、車椅子の障害者や足腰の弱った高齢者などにとって、日常生活上の障害となる様々な「障壁」を取り除くことです。物理的な「障壁」を取り除く事にとどまらず、偏見や社会生活上の不当な扱いなど心理的、社会的な「障壁」をなくすことも「バリアフリー」です。

障壁を取り除こうとする事後的な取組みが「バリアフリー」であるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、ものをつくる場合に最初から誰にでも同じように違和感なく、利用できるように設計しデザインしようという、いわば設計思想のようなものです。

一部の人のために特別なものを用意するのではなく、皆が「共用」できるものを初めからつくること、しかも、さりげなくて誰にも違和感なく利用できるものであることです。

## 暮らしの中のユニバーサルデザイン

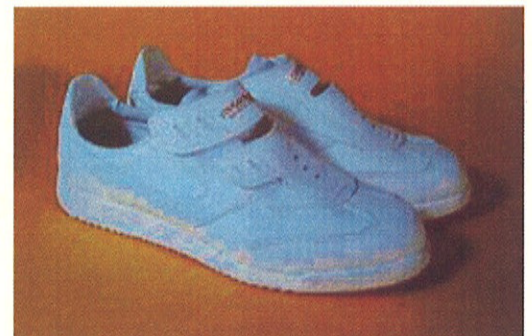
視覚障害者の為に開発した、テレホンカードのくぼみが実はすべての人に使いやすいなど、下記の例はその一部です。すべての人に使いやすいデザインがユニバーサルデザインです。

↓ 入れる方向を示しているが、見えにくい



▲テレホンカードのユニバーサルデザイン

← 指でこの切り口を確認しながら入ると便利です。

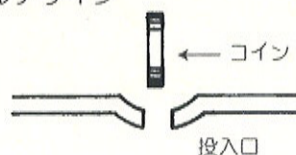


▲マジックテープ付きシューズのユニバーサルデザイン  
片手でも簡単に脱着でき、便利です。



▲乗車券自動券売機のユニバーサルデザイン

← コインの投入口が広がっていて、あわていても1枚ずつ確実に投入でき、便利です。



← ギザギザのあるのがシャンプー



▲シャンプーのユニバーサルデザイン  
目をつぶっていてもシャンプーとリンスの区別が可能で便利です。



# 住まいづくりにおけるユニバーサルデザイン



▲立っている人が楽な高さは、車いす使用者には使いづらい



▲20cmほど下げると、車いすでも使いやすい

●電動式  
上下移動キッチン  
ボタン1つでキッチン  
の高さを上下でき  
る。  
車いす使用者だけ  
でなくいすに座り  
ながらの作業にも  
便利です。



▲広いスペースは、誰にでも使いやすい



▲大きな操作盤  
大きなスイッチは、見やすく押しやすいので便利です



# 5 富山県内各市町村住宅取得等助成制度一覧

(制度の詳細内容については、各担当課へお問い合わせください)

## 1. 補助制度

平成23年7月現在

市町村名	担当課／ 電話番号	制度名	助成条件等	補助額 (万円)	補助対象
富山市	都市再生整備課 076-443-2112(直)	まちなか住宅取得支援事業	一戸建て住宅建設又は購入の場合:延べ面積75㎡以上、緑化面積5%以上 分譲型共同住宅購入の場合:住戸専用面積55㎡以上、まちなか居住環境指針の高さ指針に適合	金融機関からの借入金額の3% 限度額50	新・購
	都市再生整備課 076-443-2112(直)	公共交通沿線住宅取得支援事業	一戸建て住宅建設又は購入の場合:敷地面積200㎡以上、延べ面積100㎡以上、緑化面積10%以上 分譲型共同住宅購入の場合:住戸専用面積55㎡以上、公共交通沿線居住環境指針の高さ指針に適合	金融機関からの借入金額の3% 限度額30 (上乗せ対象の場合、最大50)	新・購
	森林政策課 076-443-2019(直)	地域材活用促進モデル事業	(1)居住するために新築又は購入する1戸建て住宅で、建築中を含む2回の見学会を行うこと (2)市内産材の使用の割合は50%以上、かつ20㎡以上であること (3)建築期間中は市内産材をしようした住宅であることを掲示した看板を設置 (4)完成後に「富山市内産材の家」のプレートを掲示すること	50以内	新・購
高岡市	建築住宅課 0766-64-1447(直)	定住促進住宅団地支援事業	市が指定した団地において、土地を購入し3年以内に住宅を建築し居住した者、あるいは住宅付き土地を購入し1年以内に居住した者 購入者と居住者が異なる場合は、2親等以内の親族であること	3,000㎡以上の宅地開発は70以内 1,000㎡以上3,000㎡未満の宅地開発は50以内	新・購
	建築住宅課 0766-64-1447(直)	まちなか住宅取得支援事業	一戸建て住宅建設又は購入の場合:延床面積75㎡以上、緑化面積2%以上 分譲型共同住宅購入の場合:まちなか共同住宅建設促進事業に適合していること 中古住宅購入の場合:延床面積75㎡以上、昭和56年6月1日以降に着工したもの、または耐震性の確認できるもの 中古マンション購入の場合:延床面積55㎡以上、昭和56年6月1日以降に着工したもの、または耐震性の確認できるものでまちなか居住環境指針に適合するもの 隣接した土地の購入の場合:現在居住している土地、または居住しようとする土地に隣接した30㎡以上の土地を購入し、新築・増改築を行うこと	住宅の建設又は購入に係る借入金額の5%、限度額100 中古住宅の購入に係る借入金額の5%、限度額50 隣接した土地の購入は30	新・購
射水市	都市計画課 0766-52-7390(直)	指定宅地取得支援助成金交付制度	当該事業の指定を受けた住宅団地内において、その指定を受けた日以降に宅地面積165㎡以上の土地を購入され、売買契約日から1年以内に住宅を建設し、かつ居住された方で申請手続きをされた方	60以内	新・購
魚津市	都市計画課 0765-23-1031(直)	魚津市まちなか居住・住宅取得支援制度	①転入者住宅取得支援制度 転入者で魚津市内に住宅を取得される方 (ただし、金融機関からの借入がある方)	・新築住宅は借入額の3%まで(限度額30万円) ・中古住宅は借入額の1.5%まで(限度額15万円) ・まちなか居住加算(新築)一借入額の2%まで(限度額20万円) ・まちなか居住加算(中古)一借入額の1%まで(限度額10万円) ・子育て支援加算一借入額の1%まで(限度額10万円)	新・購
			②まちなか居住支援制度 まちなかで、現在住まいの隣の空家・空地を購入され、2敷地を利用して新築・増築される方(ただし、金融機関からの借入がある方)	・助成額は借入額の3%まで(限度額30万円) ・子育て支援加算一借入額の1%まで(限度額10万円)	新・購
	魚津市住宅リフォーム促進事業(H23年度限り)	①市内に本社がある事業者及び市内の個人事業者が施工するもの ②魚津市に1年以上居住し住民登録していること ③自ら居住する住宅の所有者であること ④世帯全員が市税を滞納していないこと ⑤H23.4月以降に着手し、H24.3月末までに支払いが完了するもの	20万円以上の工事が対象で工事費の1/5、限度額20	改	
		うおづの木利用促進事業	①1戸建ての木造住宅又は木造併用住宅(住宅以外の床面積が50㎡以下かつ50%未満)及び同一敷地内にある付属建物(車庫、納屋及び倉庫) ②市内に自ら居住又は使用するために新築、増築又は改修するもの ③建築士が設計したもの	5~15㎡:20 15~30㎡:30 30㎡以上:40	新・改
氷見市	都市計画課 0766-74-8075(直)	氷見市住宅取得支援補助金交付制度	住宅の取得又は増改築を行った日から1年後の日までにおいて、次のいずれかに該当する者 ①市内在住の40歳未満で結婚5年以内の者 ②市外に、転入直前1年以上住んでいて、転入してから1年以内の者	固定資産税に相当する額 限度額50	新・購・改
	農林課 0766-74-8086(直)	氷見産材活用促進事業	①市内に自ら居住するため一戸建て木造住宅(併用住宅含む)を新築又は増改築される方 ②氷見産木材を3㎡以上使用すること ③富山県内に事業所を有する業者が施工する住宅であること ④建築士が設計した住宅であること	1㎡当たり2万円 限度額30	新・改



市町村名	担当課／ 電話番号	制度名	助成条件等	補助額 (万円)	補助対象
滑川市	まちづくり課 076-475-2111(代)	まちなか居住推進事業 費(住宅取得)	住戸専用面積75㎡以上 3年以上継続して居住される方 親族2人以上の世帯の入居される方	金融機関等からの借入額の 3/100(限度額50)	新・購
		民間宅地開発事業	用途地域:開発行為面積1,000㎡以上、1区画あたりの住宅用地面積200㎡ 以上 用途地域以外:開発行為面積5,000㎡以上、団地内の区画数の70%以上が 230㎡以上で、最小区画面積200㎡以上 (滑川都市計画区域内で、1戸建の住宅用地を分譲することを目的として 形成される一団地の土地を開発するものに対し、住宅団地内の道路、公園、 緑地、広場等で公共の用に供する施設整備費に補助するもの)	公共施設整備に係る実支出 額と算定基準より、各々算定 した額の合計額とのいずれか 低い額に1/2を乗じて得た額 限度額2,000	—
	上下水道課 076-475-2111(代)	高齢者世帯水洗化推進 事業補助金	前年の所得税非課税の高齢者世帯(65歳以上の世帯)、下水道供用開始 から3年以内	40以内	改
黒部市	都市計画課 0765-54-2111(代)	屋根融雪装置設置補助	中山間地域に在する住宅に屋根融雪装置を設置する者で市税等の滞納 がない者	工事費100万円以上30	新・改
	農林整備課 0765-54-2111(代)	地域材活用促進事業	①一戸建て木造住宅(併用住宅含む)及び付属建物(車庫等)であること ②市内に自ら居住するために新築又は増築するもので、市内産木材を5 ㎡以上使用すること ③建築士が設計した建物であること	5㎡~7.5㎡:10 7.5㎡~10㎡:15 10㎡~ :20 市外から転入の場合は+10	新・改
		民間宅地開発事業	用途地域内で行う面積が1500㎡以上かつ、宅地用地区画数の75%以上 については1区画あたりの住宅用地面積が165㎡以上であるもの 宇奈月都市計画区域内で行う面積が3,000㎡以上でかつ、宅地用地区 画数の75%以上については1区画あたりの住宅用地面積が330㎡以上で あるもの	対象経費の実支出額と算定 基準により算定した額の合計 額とのいずれか低い額に1/2 を乗じて得た額 限度額1,500	宅
小矢部市	企画政策課 0766-67-1760(代)	小矢部市定住促進事業	市内に自ら居住するための住宅を新築又は購入(中古含む)された方 ※申請時及び助成金交付時において助成要件(居住していること、市税等 の滞納がないこと)を満たさない場合は助成対象外	建物取得額の10% 【限度額】 ①同じ敷地内で住宅を新築 又は購入した場合 10 ②市内の中で転居して住宅 を新築又は購入した場合 20 ③転入して1年以内に市内に て住宅を新築又は購入した 場合 100 ※転入して住宅を新築又は 購入された方は中学生まで1 人あたり10万円を加算	新・購
南砺市	都市計画課 0763-23-2022(直)	克雷住宅普及事業	屋根雪落下対策のための屋根の整備。①落雪素材②電熱板利用	①30以内 ②50以内	新・改
		南砺市定住奨励金事業 (南砺市に住んでみんな いけ事業)	①市外に居住されている方(通算5年以上)が、市内に居住を目的として宅 地と住宅を取得され居住を始めた場合 ②市外に居住されている方(通算5年以上)が、平成20年4月1日以降市内 に転入し、転入した日から2年以内に同一敷地以外に新たに宅地と住宅を 取得して転居した場合 ③上記のほかの方で、市内に居住を目的として宅地と住宅を取得され居 住を始めた場合	①②新築50万円、中古30万 円、共に申請者以外の世帯 人員割として一人につき5万 円を加算あり ③新築30万円、中古10万円、 人員割加算は無し	新・購
	林政課 0763-23-2033(直)	南砺市の木利用促進事 業	①市内で自ら居住するため新築・増改築する1戸建て木造住宅(店舗併用 住宅を含む)及びその付属建物(車庫、納屋) ②南砺市産木材を3㎡以上使用 ③建築士法第2条に規定する建築士が設計した建物 ④1世帯につき1回限り	1㎡あたり2万円 限度額50	新・購
上市町	建設課 076-472-1111(代)	若年世帯定住促進支援 事業	夫婦合わせて75歳未満の世帯が住宅を新築、増築、改築若しくは購入、 又は民間賃貸住宅を賃借した場合	転入世帯の住宅新築(指定 地域の団地内:100、指定地 域の団地外:50、その他:20) 町内在住の住宅新築(指定 地域の団地内:50、指定地 域の団地外:25、その他:10) 転入世帯の民間賃貸住宅の 賃貸(10) 町内在住の民間賃貸住宅の 賃貸(5)	住宅:新・ 購 民間賃 貸住宅: 賃貸
		上市町地域材活用促進 事業	①木造一戸建て住宅で、併用部分を除く登記面積が100平方メートルの建築 基準法に基づき新築又は増改築したもの及びその附属建物(車庫、納屋) ②上市町内で自ら居住するため新築又は増改築するもので、県内産木材 を3利㎡以上使用したもの ③建築士が設計したもの	①県内産材使用の場合、製 品材積1㎡当たり1万円 ②上市町産材使用の場合、 製品材積1㎡当たり2万円 限度額20	新・改
立山町	企画制作課 076-462-9963(直)	里山定住促進事業 補助金	町税滞納がないこと 増築の場合は、契約額50万円以上 リフォームの場合は、契約額300万円以上かつ3世代同居であること	①新築、購入:最大50 ②増築:最大25 ③リフォーム:20	新・購・改
入善町	建設下水道課 0765-72-1100(代)	民間宅地開発事業 補助金	①町が認定した団地に居住目的で宅地を購入し、入居していること 町税又は地方自治法第225条に規定する使用料を滞納していない者 ②入居する世帯全員が町外者であること	①:20 ①かつ②:50	①:1宅地 ②:1世帯
朝日町	建設課 0765-83-1100(代)	住宅取得奨励金	①住宅を新築又は転入による住宅取得(中古含む)について、固定資産税 相当額を3年間交付。転入の場合は転入奨励金として住宅取得助成金と 転入者人数分の支度金を交付 ②耐用年数の1/2を経過した建築物を対象として、購入中古住宅のリ フォーム費用の一部を助成 ※①②ともに申請者本人及び同一生計者が町税を滞納していないこと	①年20以内 転入奨励金: 新築50、中古25、10×人数分 (商品券)、団地購入:50 ②30以内 対象工事費の1/2(限度額 100)	新・購
	産業課 0765-83-1100(代)	朝日町地域材活用促進 事業	①1戸建て木造住宅又は木造併用住宅(住宅以外の部分の床面積が50㎡ 以下かつ延床面積の50%未満の場合を含む)及びその同一敷地内にある 附属建物(車庫・納屋・倉庫)であること ②町内で自らが居住するために新築・増改築するもの ③朝日町産木材を5㎡以上使用すること ④建築士が設計した建物であること	1㎡当り2万円 (1戸当りの限度額50)	新・改
		朝日町地域材活用促進 奨励事業	朝日町地域材活用促進事業の対象になった建物の施行業者で、町内に 事務所または事業所を有する個人及び法人であること	1事業 10	新・改



## 2. 融資制度

平成23年7月現在

市町村名	担当課／ 電話番号	制度名	助成条件等	融資 限度額 (万円)	金利 (%)	返済 期間 (年間)	融資対象
富山県	建築住宅課 076-444-3355(直)	住みよい家づくり資金融資 制度 (預託)	県内に自ら居住するための住宅を改良しようとする方 ①子育て世帯(I三世帯同居、II多子同居)→新築・購入も対象、III～VI も選択可 ②一般向け(IIIバリアフリー、IV耐震改修、Vアスベスト除去、VI太陽光発 電システム導入、VII省エネ改修(断熱改修・高効率給湯器))	500	①1.7% ②2.2%	15	①新・購・ 改 ②改
射水市	上下水道業務課 0766-84-9647(直)	水洗便所改造資金融資 制度 (預託)	供用開始より3年以内 市税の滞納がないこと 公共下水道に接続するために既存の便所を水洗便所に改造する工事	150		5	改
魚津市	社会福祉課 0765-23-1007(直)	在宅高齢者等住宅改善 資金貸付金 (直貸)	65歳以上の方、または65歳以上の高齢者と同居している方	100 or 200	1.0	10	改
氷見市	福祉課 0766-74-8111(直)	高齢者・障害者住宅整 備資金貸付事業 (直貸)	高齢者(60歳以上)、障害者(身体障害1～4級、療育手帳A)と同居する 方、連帯保証人2名、①居室部分、②トイレ・浴室等 ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の75歳以上の高齢者、連帯保証人2名、③ 住実リフォーム	①300 ②150 ③150	1.0	10	①新・改 ②新・改 ③改
滑川市	子ども課 076-475-2111(代)	こども部屋整備資金融 資制度 (預託)	市内に1年以上在住、3人以上の子供を扶養(長子が22歳まで)、納税状態 良好の者	300	2.5	10	改
黒部市	福祉課 0765-54-2111(代)	高齢者及び身体障害者 住宅整備貸付資金 (直貸)	市内在住の65歳以上の高齢者あるいは身体障害者1級～4級、準ずる重 度の障害者の方、またはこれらの方と同居する親族の方 専用居室(①床面積16.5㎡以上②10㎡～16.5㎡未満)の増改築、あるいは ②高齢者等の居住設備の改造	①200 ②100	2.5	10	改
南砺市	上下水道課 0763-23-2023(直)	水洗便所改造資金融資 制度 (預託)	市税、受益者負担金未滞納(連帯保証人1人)	200	2.0～2.8	5	新・改



### 3. 利子補給制度

平成23年7月現在

市町村名	担当課／ 電話番号	制度名	助成条件等	利子補給利率(%)	期間 (年間)	借入 限度額 (万円)	利子補給 対象
高岡市	建築住宅課 0766-64-1447(直)	新婚家庭のための住宅増改築等資金利子補給事業	婚姻後5年以内又は3年以内に婚姻予定	1.0	5	400	新・購・改
魚津市	下水道課 0765-23-1087(直)	水洗便所改造資金あっせん及び利子補給制度	市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと	支払った利子額または2%で計算した利子額のいずれか低い額	3	100	改
水見市	上下水道課 0766-74-8206(直)	水洗化促進事業補助金交付	市税、下水道受益者負担金を滞納していないこと 供用開始後3年以内(①1年以内、②2年以内、③3年以内)	①支払った利子額の100% ②支払った利子額の75% ③支払った利子額の50% ④前記による利子補給額+貸付保証料50%	5	150	改
滑川市	上下水道課 076-475-2111(代)	水洗便所改造資金斡旋利子補給	市税及び下水道事業受益者負担金未滞納、下水道の供用開始から3年までの区域	貸付利率の2%相当額	5	150	改
黒部市	経営課 0765-54-2111(代)	水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給	市税及び下水道事業受益者負担金未滞納、共用開始後3年以内	3.5を超える額	3	100	改
砺波市	高齢介護課 0763-33-1111(代)	高齢者居室整備資金利子補給事業	高齢者の専用居室等の増改築又は改造	借入利率 - 3.5% (年3%上限)	5	500	改
	下水道課 0763-33-1111(代)	水洗便所等改造資金利子補給金	特定金融機関から貸付を受けていること。市税及び下水道事業受益者負担金等を滞納していないこと 本市の処理区域内における家屋の所有者または家屋の使用者であって改造について所有者の同意を得ているものであること	借入利率 (限度額10万円)	3	100	改
小矢部市	上下水道課 0766-67-1760(代)	水洗便所改造資金利子補給交付金	特定金融機関から改造資金の貸付を受けている 市税及び下水道事業受益者負担金未滞納	2.0	5	100	改
立山町	水道課 076-462-9960(直)	水洗便所等改造資金利子補給金事業	町税及び下水道事業受益者負担金未滞納、下水道の供用開始から3年までの区域	2.0	5	200	改
朝日町	建設課 0765-83-1100(代)	水洗化等改造資金利子補給制度	供用開始後3年以内に家屋の水洗化・排水設備等の工事を行う個人 税金及び下水道事業受益者負担金等を滞納していないこと	2.0	5	200	改
舟橋村	生活環境課 076-464-1121(代)	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業	村税及び下水道事業受益者負担金未滞納	2.0	5	200	改

### 4. 介護保険制度

平成23年7月現在

市町村名	担当課	制度名	助成条件等	支給限度額 (万円)	補助対象
各市町村	※「6 問い合わせ先一覧」の介護保険窓口をご覧ください。	居宅介護住宅改修費	要介護認定の結果、要支援・要介護と判定された者	20	改



## 5. 高齢者住宅改善事業

平成23年7月現在

市町村名	担当課／ 電話番号	制度名	助成条件等	補助額 (万円)	補助対象
富山市	長寿福祉課 076-443-2062(直)	ねたきり防止等住宅整備費	市民税非課税世帯、高齢者(65歳以上)又は高齢者同居親族	50以内	改
	地域福祉課 (大沢野) 076-467-5811(直)				
	地域福祉課 (大山) 076-483-1214(直)				
	地域福祉課 (八尾) 076-455-2461(直)				
	地域福祉課 (婦中) 076-465-2114(直)				
	市民福祉課 (山田) 076-457-2113(直)				
	市民福祉課 (細入) 076-485-9001(直)				
高岡市	高齢介護課 0766-20-1373(直)	高齢者住宅改善資金助成事業	所得税非課税世帯、手すりの設置及び段差解消、便所の改善工事 ①65歳以上の要支援・要介護認定者の方又は同居する家族 ②65歳以上の要支援・要介護認定者以外の方又は同居する家族	①60以内 ②手すりの設置及び段差解消:30以内 便所の改善工事:	改
射水市	長寿介護課 0766-82-1952(直)	高齢者住宅改善費支援事業	所得税非課税世帯 ①65歳以上の要支援・要介護認定者の方又は同居する家族 ②65歳以上の要支援・要介護認定者以外の方又は同居する家族 (1)手すりの設置及び段差解消 (2)和式トイレから洋式トイレ	① 60以内 ②(1)30以内 (2)15以内	改
魚津市	社会福祉課 0766-23-1007(直)	在宅高齢者等住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、所得税非課税世帯の方	対象工事費の2/3 ①要介護認定者 90以内 ②自立者 45以内	改
黒部市	福祉課 0765-54-2111(代)	在宅高齢者等住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、所得税非課税世帯の方、若しくは介護保険法に基づく要介護者及び要支援者のいる世帯	自立者30以内 要介護認定者60以内	改
砺波市	高齢介護課 0763-33-1111(代)	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	要支援又は要介護と認定された65歳以上の高齢者又は左記の高齢者と同居する方で、前年分の所得税非課税世帯の方	対象工事費の2/3 限度額60以内 (自立者30以内)	改
小矢部市	健康福祉課 0766-67-8605(直)	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	市内に引続き1年以上居住している65才以上の高齢者又は65才以上の高齢者と同居する者、所得税非課税世帯	46.6以内 要支援、要介護認定者以外30以内	改
南砺市	福祉課 0763-23-2009(直)	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	要支援又は要介護と認定された65歳以上の高齢者又左記の高齢者と同居する方で、前年分の所得税非課税世帯の方	工事費の2/3 限度額90以内	改
上市町	福祉課 076-472-1111(代)	在宅高齢者等住宅改善支援事業	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、所得税非課税世帯の方、若しくは介護保険法に基づく要介護者及び要支援者のいる世帯で、世帯の所得が300万円未満	対象工事費の2/3 で、90以内 自立者は45	改
立山町	健康福祉課 076-462-9954(直)	住宅改善費補助金交付制度	65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、所得税非課税世帯の方	90以内	改
入善町	健康福祉課 0765-72-1100(代)	高齢者住宅改善支援事業	①65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する方で、所得税非課税世帯の方 ②介護保険法に基づく要介護者及び要支援者又はその者と同居する方で、所得税非課税世帯の方	対象工事費の2/3 ①45以内 ②90以内	改
朝日町	健康課 0765-83-1100(代)	在宅寝たきり高齢者等住宅改善費補助金	課備付けの「在宅寝たきり老人台帳」に登録されている前年度分の所得税非課税世帯の方で、かつ介護支援専門員その他住宅改善についての相談、助言等を行っている福祉、保健、医療、又は建築の専門家が住宅改善が必要であると認めたもの	60以内	改



## 6. 在宅重度身体障害者住宅改善事業

平成23年7月現在

市町村名	担当課	制度名	助成条件等	補助額(万円)	補助対象	
富山市	障害福祉課 076-443-2207(直)	在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業	在宅の、1・2級の視覚障害者又は1・2級の肢体不自由者で、世帯員全てが所得税非課税の場合及び世帯員の所得税額の合計が156,000円以下の者	所得税非課税 世帯:75以内  所得税課税 世帯:50以内		
	地域福祉課 (大沢野) 076-467-5811(直)					
	地域福祉課 (大山) 076-483-1214(直)					
	地域福祉課 (婦中) 076-465-2114(直)					
	地域福祉課 (八尾) 076-455-2461(直)					
	地域福祉課 (山田) 076-457-2113(直)					
	地域福祉課 (細入) 076-485-9001(直)					
高岡市	社会福祉課 0766-20-1369(直)	在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業	視覚障害1・2級の方若しくは肢体不自由1・2級の方若しくは内部障害で法律の規定により車椅子の給付を受けている方、若しくは療育手帳Aを所持している方で、その属する世帯が、更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法別表徴収基準額表に定めるD11階層以下の世帯であること	所得税非課税 世帯:90以内  所得税課税 世帯:60以内	改	
射水市	社会福祉課 0766-82-1951(直)	在宅重度心身障害者住宅改善費助成事業				
魚津市	社会福祉課 0765-23-1005(直)	在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業				
水見市	福祉課 0766-74-8113(直)	在宅重度身体障害者住宅改善費補助金				
滑川市	福祉介護課 076-475-2111(代)	在宅重度障害者住宅改善事業				
黒部市	福祉課 0765-54-2111(代)	在宅重度身体障害者住宅改善事業				
砺波市	社会福祉課 0763-33-1111(代)	在宅重度障害者住宅改善事業費補助金				
小矢部市	社会福祉課 0766-67-8601(直)	在宅重度障害者住宅改善費補助金				
南砺市	福祉課 0763-23-2009(直)	在宅重度障害者住宅改善費補助金				
上市町	福祉課 076-472-1111(代)	在宅重度障害者住宅改善事業補助金				
立山町	健康福祉課 076-462-9957(直)	住宅改善費補助金交付制度				
入善町	健康福祉課 0765-72-1100(代)	在宅重度障害者住宅改善費補助金				
朝日町	健康課 0765-83-1100(代)	在宅重度障害者住宅改善費補助金				
富山市	障害福祉課 076-443-2207(直)	日常生活用具住宅改修費給付事業				下肢・体幹機能障害3級以上の者
高岡市	社会福祉課 0766-20-1369(直)					
射水市	社会福祉課 0766-82-1951(直)		下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害3級以上の者、学齢児以上	20以内 (1割は利用者負担)		
水見市	福祉課 0766-74-8113(直)					
滑川市	福祉介護課 076-475-2111(代)		日常生活用具給付事業	下肢・体幹機能障害者又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害3級以上の者	20以内 (1割は利用者負担)	
小矢部市	社会福祉課 0766-67-8601(直)		日常生活用具住宅改修費給付事業	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害3級以上の者、学齢児以上	20以内 (2割は利用者負担)	



## 6 問い合わせ先一覧

平成23年7月現在

関係機関	民生主管課	電話番号	介護保険窓口	電話番号
富山県	厚生部厚生企画課	076-444-3197(直)	厚生部高齢福祉課	076-444-3272(直)
富山市	福祉保健部社会福祉課	076-443-2164(直)	福祉保健部介護保険課	076-443-2041(直)
高岡市	福祉保健部社会福祉課	0766-20-1366(直)	福祉保健部高齢介護課	0766-20-1375(直)
射水市	福祉保健部社会福祉課	0766-82-1951(直)	福祉保健部長寿介護課	0766-82-1952(直)
魚津市	社会福祉課	0765-23-1148(直)	社会福祉課介護保険係	0765-23-1148(直)
氷見市	市民部健康課	0766-74-8062(直)	市民部健康課(介護保険担当)	0766-74-8066(直)
滑川市	福祉介護課	076-475-2111(代)	福祉介護課	076-475-2111(代)
砺波市	福祉市民部社会福祉課	0763-33-1111(代)	砺波地方介護保険組合	0763-34-8333(直)
小矢部市	民生部健康福祉課	0766-67-8605(代)		
南砺市	民生部福祉課	0763-23-2009(代)		
舟橋村	生活環境課	076-464-1121(代)	中新川広域行政事務組合介護保険課	076-464-1316(直)
上市町	福祉課	076-472-1111(代)		
立山町	健康福祉課	076-463-1121(代)		
入善町	健康福祉課	0765-72-1100(代)	新川地域介護保険組合事務局	0765-57-3303(直)
黒部市	市民生活部福祉課	0765-54-2111(代)		
朝日町	民生部健康課	0765-83-1100(代)		



## 富山県福祉総合相談センター

富山県福祉総合相談センターでは、地域住民の方々や福祉関係の方々が相談しやすいように、相談窓口を開いています。相談は、**無料**です。秘密は厳守します。

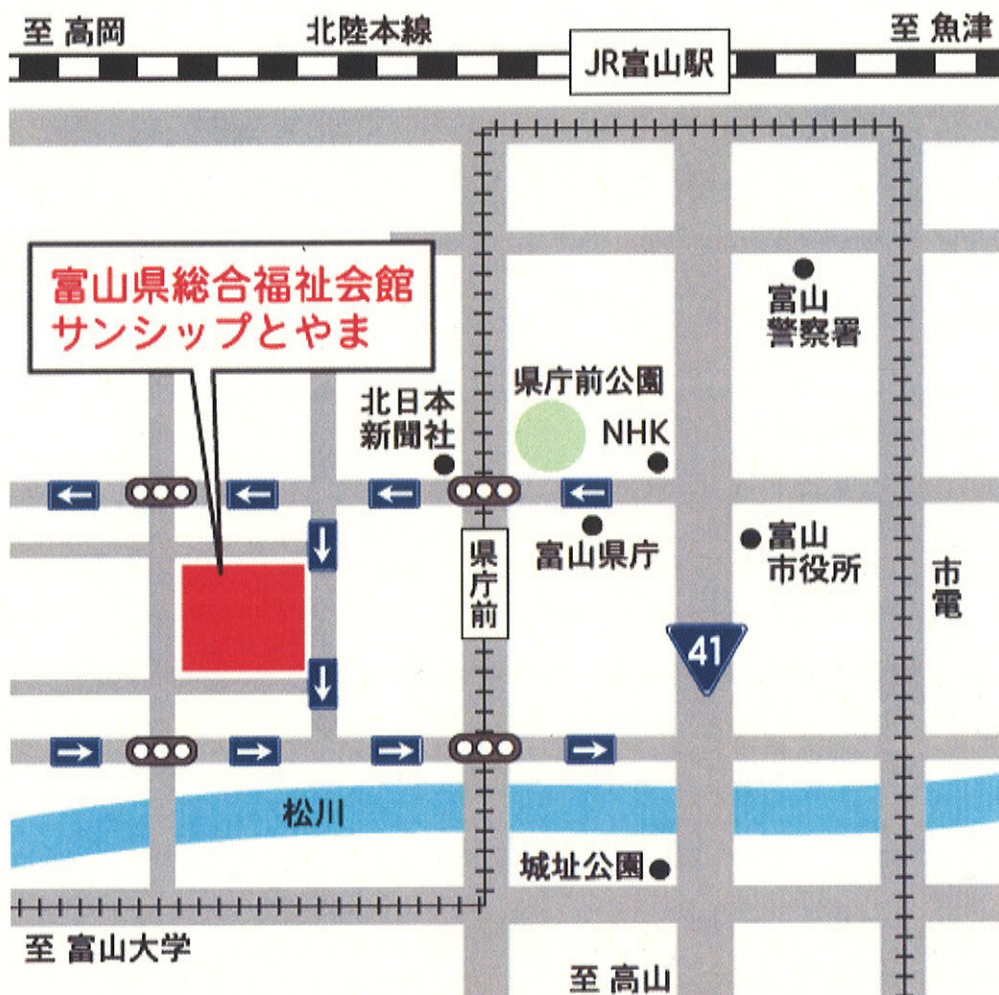
### 住宅

第3火曜日／午後1時～4時

- 建築士が高齢者、障害者の方などが住みよい住宅の増改築、融資制度に関する相談を受け付けます。

電話番号 (076)441-4110

平日の9:00～17:00







 富山県

**富山県土木部建築住宅課**

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL.076-444-3359 FAX.076-444-4423  
メールアドレス : [kenchikujutaku@pref.toyama.jp](mailto:kenchikujutaku@pref.toyama.jp)